

新型コロナウイルス感染症についてのFAQ（学生向け）

（2023/5/8）

新型コロナウイルス感染症は、2023年5月8日より5類感染症に移行しました。

弘前大学では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について【第9版】にしたがって対応いただいておりますが、2023年5月7日をもって廃止とします。

今後の対応につきまして、FAQ（よくある質問と回答）の形式で解説します。

1. 新型コロナウイルス感染症、検査、ワクチンについて

Q1: 新型コロナウイルス感染症の心配はなくなったのでしょうか？

A1: 現在は患者数が減少していますが、今後も患者数が増加するリスクもあります。また、今までの第8波で主流だったオミクロン株「BA.5」に変わって、現在は複数のオミクロン株が組み合わさり、免疫を逃れやすい性質が指摘されている「XBB」系統が主流になってきています。特に、周囲に重症化リスクが高い病気の人や高齢の方がいる場合には、注意が必要です。

Q2: 新型コロナウイルスの検査について教えてください。

A2: 今までは、指定薬局や検査所での無料検査や臨時 Web キット検査センターからの検査キット無料配布などの支援がありましたが、5/8以降は対応終了となります。今後、新型コロナウイルス感染が疑われる場合には、薬局で検査キットを自身で購入して自己検査、または、かかりつけ医などの対応医療機関の受診となります（通常の保険診療になります。）

Q3: 今後のワクチン接種はどうなるのですか？

A3: 2024年3月までは無料接種継続になりますが、重症化リスクが高くない人でワクチン接種を希望する方には、9月から接種を行う方針（年1回）となっています。なお、弘前大学では、学生、教職員でワクチン接種を希望される方を対象に職域接種を実施しましたが、大学全体での職域接種は行いませんので、希望者は医療機関等で各自接種することになります。（高齢者や基礎疾患のある人のほか、医療従事者や介護従事者は、5月からと9月からの年2回の接種予定となっています。）

Q4: 感染後の後遺症について教えてください？

A4: 罹患後症状として、疲労感・倦怠感、関節痛・筋痛、咳・痰、脱毛、集中力低下・

記憶障害、臭覚・味覚障害などの多彩な症状があることが報告されています。症状が改善せず長引く場合には、かかりつけ医や医療機関を受診してください。受診先などの相談については、保健管理センターでも受け付けています。

(参考：新型コロナウイルス感染症診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント
<https://www.mhlw.go.jp/content/000952747.pdf>)

Q5: 感染予防のための注意点を教えてください。

A5: 換気、手洗い、アルコール消毒などの基本的感染対策は有効であり、今後も推奨されます。また、マスク着用は「個人の判断」が基本となり、感染リスクが低い場面では着用は不要ですが、医療機関受診時や混雑した公共交通機関利用時などには、適切なマスク着用が感染予防に有効であり、マスク着用を推奨します。(医療機関ではマスク着用の指示があるところが多いかと思しますので、指示に従ってください。また、イベントや施設などでも、それぞれの指示に従ってください。弘前大学の学生健診時にも、マスク着用をお願いしています。)

弘前大学ホームページ「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応について」
<https://www.hirosaki-u.ac.jp/covid19/> も参照ください。

II. 喉の痛みや発熱などの症状がある場合の対応について

Q5: 喉の痛みや発熱がある場合には、出校停止になりますか？

A5: これらの症状のみで出校停止にはなりません。発熱がある場合には外出を控え、発熱症状が続く場合には、医療機関の受診や検査キットでの自己検査を勧めます。(Q2参照) また、咳や咽頭痛がある場合には、マスク着用を推奨します。

Q6: 喉の痛みや発熱がある場合には、どうすればいいのでしょうか。

A6: 症状が続く場合には、医療機関の受診や検査キットでの自己検査を勧めます。(Q2参照) 新型コロナウイルス陽性になった場合には、Q8を参照ください。

受診する医療機関が分からない場合には、保健管理センターに相談してください。

5/8以降、県の新型コロナ関連の電話相談窓口は「青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談」電話 0570-065-965 が開設されます。

Q7: 家族に喉の痛みや発熱の症状がある場合には、どうすればいいですか？

A7: 家族に上記症状がある場合、また、家族が新型コロナウイルス陽性となった場合でも出校停止にはなりません。体調に留意して、発熱、上気道炎症状が出た場合には、Q6を参照してください。

Ⅲ. 新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

Q8: 新型コロナウイルスに感染した場合には、どうすればいいですか？

A8: 感染が判明した段階で、まず、所属学部の教務（学務）担当へ連絡してください。その後の対応につき、指示があります。

Q9: 出席停止期間について教えてください。ほとんど症状がない場合には、早めに出校することも可能でしょうか？

A9: 学校保健安全法施行規則の一部改訂に伴い、新型コロナウイルスへの感染が確認された学生は、「発症した後（翌日から数えて）5日を経過、かつ、症状が軽快した後（翌日から）1日を経過するまで」は出席停止になります。さらに、発症後10日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。また、出席停止期間の短縮は想定されていません。

Q10: 「症状が軽快した後（翌日から）1日を経過するまで」は出席停止とありますが、症状が残っている場合には出席できないのでしょうか？

A10: 解熱剤を内服しなくても解熱しており、呼吸器症状などが完全に消失していなくても改善傾向であり、発症した後（翌日から数えて）5日以上経過していれば、出席は可能です。

Q11: 新型コロナウイルス感染で講義、実習を休んだ場合には、欠席扱いになりますか？

A11: 新型コロナウイルスに感染後、所属学部の教務（学務）担当へ連絡していただき、感染確認後に出席停止の扱いとなりますので、欠席にはなりません。新型コロナウイルスの感染が判明した段階で、速やかに所属学部の教務（学務）担当へ連絡してください。

Q12: 家族が新型コロナウイルスに感染した場合にはどうすればいいですか？

A12: 5月7日以前は同居家族が感染した場合には、濃厚接触者として出校停止となっていました。5月8日からは、濃厚接触者としての特定は行われなくなりました。また、行動制限もありません。体調に留意して、発熱、上気道炎症状が出た場合には、Q6を参照してください。

Q13: 一緒に食事をした友人が、新型コロナウイルスに感染しました。どうすればいいですか？

A13: Q12同様、以前は濃厚接触者として特定される場合がありましたが、5月8日か

らは、濃厚接触としての特定は行われないうこととなり、行動制限もありません。体調に留意して、発熱、上気道炎症状が出た場合には、Q6を参照してください。

IV.新型コロナウイルス感染症に対する青森県の対応や連絡先、ホームページについて

Q14: 保健医療関係の取り組みの変更点について教えてください。

A14: 5月7日までは、濃厚接触者の特定や感染者への外出自粛要請、感染者に対しては、宿泊療養施設の設置、自宅療養者への食品セット配布などの対応がありました。5月8日以降は対応終了となります。また、発熱等患者における新型コロナウイルス検査の公費支援（医療機関、検査所、指定薬局など）はなくなり、検査は自己負担となります。また、臨時WEBキット検査センターも対応終了となります。治療に関しても、基本的に自己負担となります。（9月末までの措置として、高額な治療薬に関しては、公費支援継続）

今まで新型コロナウイルス感染症に関しては、複数の相談窓口がありました。1本化され、5/8以降、県の新型コロナ関連の電話相談窓口は、「青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談」電話 0570-065-965 となります。（年中無休：24時間対応/通話料金がかかります。）

Q15: 新型コロナウイルス感染症情報や受診先などの各種相談の連絡先を教えてください。

A15: 以下のホームページ、連絡先を参照ください。

・「青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談」電話 0570-065-965
（年中無休：24時間対応/通話料金がかかります）

・「新型コロナウイルス感染症について（保健衛生課）」
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/covid19.html>

・「新型コロナウイルス感染症情報」
https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/coronavirus_index.html